

1 8、旅程保証

(1) 当社は以下に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、旅行開始前に通知したときは①は15％、②～④は1％、⑤は2.5％の率を旅行代金に乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。(旅行開始後に変更を通知した場合は、前述の2倍の料率を旅行代金に乗じます。)ただし、当該変更について当社に第17項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、変更補償金としてではなく損害賠償金の全部または一部として支払います。

①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合にかぎります。)
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更
⑨前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更

また、次の1)～3)の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

1) 次に掲げる事由による変更の場合（但し、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）

- ア．旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
- イ．戦乱
- ウ．暴動
- エ．官公署の命令
- オ．欠航、不通、休業等運送 宿泊機関等のサービス提供の中止
- カ．遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ．旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置

2) 第13項の規定に基づき旅行契約が解除された部分に係る変更の場合。

3) パンフレット等の契約書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(2) 当社がひとつの旅行契約において支払うべき変更補償金の額は、旅行代金に15％を乗じた額をもって上限とし、その額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

1 9、特別補償

(1) 当社は、当社が実施する企画旅行に参加中のお客様が、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体または荷物に被られた傷害 損害について、旅行業約款「特別補償規程」(以下「特別補償規程」といいます。)により、以下の範囲内で補償金および見舞金を支払います。

- 死亡補償金 2,500 万円、入院見舞金（入院日数により）4～40 万円、通院見舞金（通院日数により）2～10 万円、携帯品損害補償金 旅行者1名につき15万円以内。（但し、1 個または1 対についての補償限度は10 万円。現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他特別補償規程第18 条2 項に定める品目については補償しません。また、置き忘れ 紛失は対象外です。)
- お客様が旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為 法令に違反するサービス提供の受領、企画旅行に含まれない特別補償規程第5 条1 号別表1 に記載のもの、その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等特別補償規程第3 条および第5 条に該当する場合は、当社は前(1)の補償金および見舞金を支払いません。
- 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われのない日について「無手配日」と表示し、その日は特別補償規程の適用の対象外となることを併せて明示した場合は、当社はその期間にお客様が被った損害について特別補償規程による補償金 見舞金を支払いません。

2 0、お客様の責任

- (1) お客様の故意または過失、法令 公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集型企画旅行約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利 義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。
- (3) 旅行開始後に、パンフレット等の契約書面に記載された内容と実際に提供されたサービスが異なると認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供機関にその旨を申し出てください。

2 1、オプションツアー

- (1) 当社の企画旅行参加中のお客様を対象として別途の旅行代金を受取って実施するオプションツアーのうち、当社が企画 実施するものについては、主たる企画旅行契約の一部として取扱います。
- (2) 当社以外の者が企画 実施するオプションツアーに参加された場合、当社は第19 項の特別補償規程は適用しますが、それ以外の責任を負いません。

2 2、通信契約

当社は、当社らが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員（以下「会員」といいます。）より、「会員の署名なくして旅行代金などのお支払いをうけること」（以下「通信契約」といいます。）を条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行の申込みを受ける場合があります。但し、当社らが提携会社と通信契約に関わる加盟店契約がない、または業務上の理由などによりお受けできない場合もあります。通信契約の旅行条件は、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

- (1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員および当社らが旅行契約に基づく旅行代金等の支払い、又は払戻し債務を履行すべき日をいい、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申し出のあった日となります。但し、契約解除日が旅行代金お支払い後であった場合は、解除申し出日の翌日から起算して7日以内をカード利用日として、旅行代金から取消料を差し引いた額を払い戻します。
- (2) 申込みの際し、会員は、「申込みをしようとする旅行のコース名」「旅行開始日」「会員番号（クレジットカード番号）」「カード有効期限」などを当社らにお申し出いただきます。
- (3) 通信契約は、当社らが契約の締結を承諾する旨を発した時に成立します。但し、当該契約の申込みを承諾する旨の通知をEメール、ファクシミリ等で行なう場合は、その通知が会員に到達した時に成立するものとします。
- (3) 与信等の理由により当該クレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第13 項(1) ⑦ の取消料と同額の違約料を申し受けます。但し、当社らが別途指定する日までに現金により旅行代金をお支払いいただいた場合はこの限りではありません。

2 3、事故等のお申し出について

旅行中に事故などが発生した場合は、直ちに最終日程表でお知らせする当社の現地連絡先にご通知ください。（もし通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

2 4、個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込み頂いた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させて頂くほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見 ご感想等のアンケートのお願いなどのために利用させて頂きます。(2) 当社は、前項の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送 宿泊機関および保険会社等に対し、お客様の氏名、年齢、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、予め電子的方法で送信する等の方法により提供させて頂くことがあります。(3) また、旅行先でのお買い物等の便宜を図るため、お客様の氏名、パスポート番号及び帰路航空便名等を、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している免税店などの土産物店に対し、予め電子的方法で送信する等の方法により提供することがあります。(4) このほか、当社がデータ処理や案内業務を委託している業者にお客様の個人情報を委託することがあります。(5) 申込書、参加者名簿、お問い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来たす恐れがありますので、正確な記入をお願いします。(6) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正 追加 削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去または第三者への提供の停止等をご希望の場合は、本旅行条件書に記載しております取扱事業所へお申し下さい。

2 5、その他

- (1) お客様が個人的な案内 買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我 疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失 忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。
- (2) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入し、品物の確認やレシートの受取りを行ってください。ワシントン条約や国内諸法令により日本への持込みが禁止されている品物がありますので、購入には十分ご注意ください。
- (3) 当社の旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスによりマイルを獲得できる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録等はおお客様ご自身で当該航空会社へお申し出ください。なお、利用航空会社や搭乗区間等の変更により、予定されていた同サービスが受けられなかった場合でも、当社はその理由の如何に関らず第17 項(1)の責任を負いません。
- (4) お申込みの際は、パスポートに記載されているとおりのローマ字綴りで正確に氏名を記入してください。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって8日目にあたる日以降に、参加者の氏名及び性別の訂正、大人 子どもの年齢区分の訂正、その他お客様の都合による航空券の変更が発生した場合は、下記の表の区分にしたがって変更等にかかる航空券の再発券手数料を申し受けます。なお、再発券に伴い航空運賃に差額が生じるときは、併せてその差額もお客様の負担とします。また、運送 宿泊機関の事情により氏名の訂正が認められないときは、旅行契約を解除いただく場合もあります。この場合には、第13 項(1)①の当社所定の取消料をいただきます。

ご利用航空座席クラス	ご旅行方面	再発行手数料
ビジネスクラス	全方面	大人 2,100 円
ファーストクラス		子ども 2,100 円
エコノミーホテル	ハワイ 北米 中南米 中東（ドバイを含む）ヨーロッパ ロシア アフリカ	大人 2,100 円 子ども 2,100 円
	アジア（韓国を除く）中国 極東ロシア	大人 2,100 円 子ども 2,100 円

	韓国	大人 2,100 円 子ども 2,100 円
--	----	---------------------------

2 6、その他

- (5) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (6) この条件に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。
- (7) 海外では万一の事故や病気の際、思いがけない程の費用がかかります。安心してご旅行いただくためにも、お客様ご自身で必ず旅行保険に加入されるようお勧めします。

【旅行企画 実施】

株式会社ワールドナビゲーション

東京都千代田区神田富山町 1-3 金陽神田ビル7 階

国土交通大臣登録旅行業第 1844 号

【受託販売】

